

自己負担割合と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。
自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護サービス(介護予防)を利用したときは利用料の1～3割を支払います

ポイント とくに所得の高い方の負担割合が3割になります
「本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人」は負担割合が3割になります。

ポイント 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスには、要支援・要介護状態区分ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。限度額の範囲内でサービスを利用したときの自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担になります。

在宅サービスの利用限度額（1カ月）

要介護度	利用限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

【負担割合証】

要介護認定等を受けた方には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護サービスを利用するときに必要になります。
有効期限：1年間
（8月1日～翌年7月31日）

介護保険負担割合証

1～3割

負担割合（1～3割）が記載されます。

要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（限度額）が設けられています（上表）。
限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

●施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

●次のサービスは上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）
- ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

●介護保険と医療保険の支払い額の合計が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額を年額で合算し高額になった場合は、次の限度額を超えた分が支給される高額医療・高額合算介護制度があります。（高額医療・高額介護合算制度）

※低所得Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からは下表の算定基準額で計算され、介護保険からは別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得区分 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満を含む世帯
※1 基準 総所得額	
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

所得区分 平成30年8月算定分から	70歳以上の世帯
※1 基準 総所得額	
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上	141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除43万円。

●介護保険の自己負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護（予防）サービス利用者負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が申請により「高額介護（予防）サービス費」としてあとから支給されます。

- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。
- 所得区分によって限度額は異なります。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
・生活保護を受給している方 ・利用者負担上限額を 15,000 円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方	15,000 円（個人）
・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 80 万 9,000 円以下の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
・市民税非課税世帯で上記以外の方	24,600 円（世帯）
・市民税課税世帯の方（一般）	44,400 円（世帯）
・現役並み所得相当 同一世帯に課税所得 145 万円以上 380 万円未満の第 1 号被保険者がいる世帯	44,400 円（世帯）
・現役並み所得相当 同一世帯に課税所得 380 万円以上 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる世帯	93,000 円（世帯）
・現役並み所得相当 同一世帯に課税所得 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる世帯	140,100 円（世帯）

ポイント

「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成 30 年 8 月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

ポイント

「現役並み所得相当」とは、同一世帯に課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がいて、第 1 号被保険者の収入が単身 383 万円以上、2 人以上で 520 万円以上の方になります。

ポイント

現役並み所得相当の世帯については、前年 12 月 31 日現在で、被保険者が世帯主で同一世帯に合計所得金額が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいるときは、16 歳未満の人数に 33 万円、16 歳以上の 19 歳未満の人数に 12 万円を乗じた金額を控除して判定します。

申請方法

初めて対象となる方には、サービス利用の約 3 カ月後に、福祉課介護保険係より申請書をお送りします。

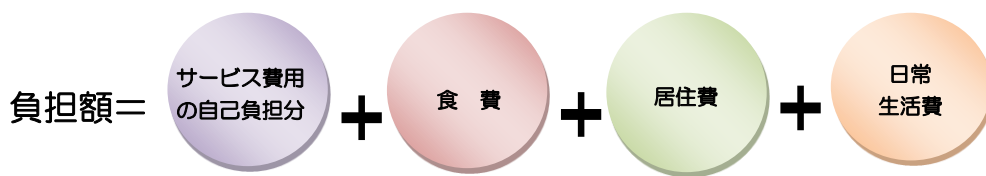
高額介護（予防）サービス費の支給を希望される場合は、申請書が届き次第、必要事項を記入の上、福祉課介護保険係までご提出ください。

なお、一度申請をされるとそれ以降の申請は不要となります。

また、初回の支払い以降に、高額介護（予防）サービス費が発生した場合は、申請書に記入された口座へ継続してお支払することになります。口座の変更を希望される場合は、お早めにご連絡ください。

●施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の自己負担分（１割～３割）に加え、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。



●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は次の負担限度額までの自己負担となり、超えた分は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

●自己負担限度額の適用を受けるためには、市福祉課窓口に申請してください。

居住費・食費の自己負担限度額（１日あたり）

区 分			食 費		居 住 費			
			施設サービス	短期入所サービス	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
第１段階	生活保護受給者の方等		300円	300円	550円 (380円)	0円	880円	550円
	世帯全員が市民税非課税で	老齢福祉年金受給者の方	300円	300円	550円 (380円)	0円	880円	550円
第２段階		年金収入等80万9,000円以下の方	390円	600円	550円 (480円)	430円	880円	550円
第３段階①		年金収入等80万9,000円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円
第３段階②		年金収入等120万円を超える方	1,360円	1,300円	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円

※世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市町村民税非課税の方が対象です。

■預貯金の上限額

	上限となる預貯金額
生活保護受給者・老齢福祉年金受給者（第１段階）	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円
年金収入等80万9,000円以下（第２段階）	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
年金収入等80万9,000円超120万円以下（第３段階①）	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
年金収入等120万円超（第３段階②）	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

ポイント

「**合計所得金額**」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成 30 年 8 月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

ポイント

「**年金収入等**」とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）とその他の合計所得金額を足した金額となります。

ポイント

特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件

- 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。
- 区分の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定し、不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

重要

デイサービスや、グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅は対象外です。

各段階に応じて定められた資産要件以上の預貯金等を、本人及び配偶者が保有している場合は、軽減を受けられません。

申請方法

介護保険負担限度額の申請を希望される方は、本人及び配偶者のお持ちのすべての預貯金通帳を記帳していただき、福祉課介護保険係までお持ちください。

郵送による申請を希望される方は、垂水市ホームページにて介護保険負担限度額認定申請書を出力していただき、必要事項を記入し、金融機関への照会に対しての同意書（申請書裏面）とお持ちのすべての預貯金通帳等の写しをつけて福祉課介護保険係までお送りください。

災害等の特別な事情により保険料を納めることが困難になったとき

災害などの特別な事情で一時的に収入が減少し、保険料を納めることが困難となった方を対象に、以下の要件を満たす方は、保険料を減免できる場合があります。

対象者の要件	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、本人またはその属する生計維持者が所有する住宅、財産等に損害を受けた場合
	本人の属する世帯の生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受け、収入が著しく減少した場合
	本人の属する世帯の生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
	本人の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等による理由により著しく減少した場合

要件、申請方法など詳しくは福祉課介護保険係までお問合せください